

STOP

詐欺！対策

対策① 電話設定

振り込め詐欺のほとんどが、突然の電話から始まります。**留守番電話設定、家族などの電話番号登録、非通知電話拒否設定**など設定することで詐欺の電話に出ないようにするのが一番です。

対策② 限度額設定

ATMでの引き出し、振り込みの1日の**利用限度額を下げる**ことで、被害の未然防止（多額の振り込みは窓口を通すことになり、職員が気づきやすい）と被害を最小限に抑えられます。

対策② 関心をもつ

日ごろから、詐欺について関心をもち、普段連絡を取り合っていない家族の方とも、ぜひ連絡を取り合いましょう。オレオレ詐欺を防ぐため、親子にしかわからない**合言葉を決めておく**のも1つの方法です。

相談窓口

熊本県警察 振り込め詐欺相談ホットライン
熊本市消費者センター

096-381-2567
096-353-2500

認知症の母が詐欺にあわないかしら…



成年後見制度を知っていますか？

認知症などによって物事を判断する能力が十分ではないと判断された方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所が成年後見人などを選出する「法定後見制度」と、あらかじめ本人が任意の後見人を選ぶ「任意後見制度」の2種類があります。法定後見制度では、本人の判断能力によって、「後見」「保佐」「補助」の3種類に分けられます。

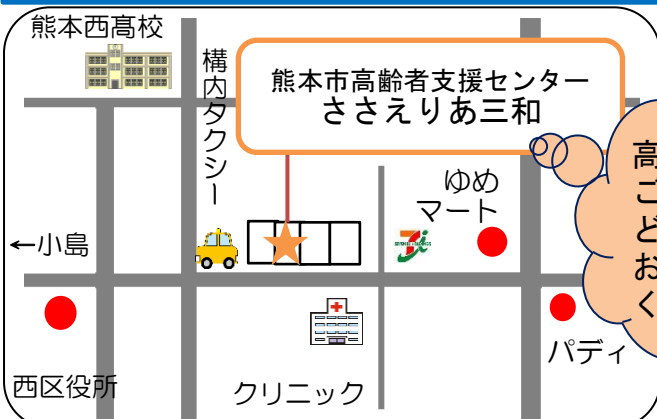
成年後見人などにはどんな人が選ばれる？

家庭裁判所が適任だと思われる方を選任します。本人の親族が選ばれることが多いですが、その外には弁護士、司法書士など専門家が選ばれることもあります。

法定後見制度を利用するには？

家庭裁判所に申立てします。申立ができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。申立て費用がかかります。

高齢者やご家族、ご近所の方など、どなたでもお気軽にご相談ください。



発行元

熊本市高齢者支援センター
ささえりあ三和
熊本市西区域山下代4丁目
10-16B号室
☎096-329-6743
<http://sanwaso.jp>